

公益社団法人米子広域シルバー人材センター
令和7年度第3回理事会議事録

- 1 招集日時 令和7年10月8日(水)午後1時30分
- 2 招集場所 米子市シルバーワークプラザ・多目的ホール(2階)
- 3 出席した理事(12名)及び監事(2名)

理 事 長(代表理事)	松岡 勉			
副理事長(代表理事)	亀岡 吉郎			
専務理事	先灘 匡			
理 事	伊藤 正之	岩川信一郎	神庭 智恵子	近藤 均
	崎谷 誠二	塚田 容子	増田 廣利	本池 実
	矢野 孝志			
監 事	有馬 康恵	吉津 秀樹		
- 4 欠席した理事(1名)

理 事	河上 丈二
-----	-------
- 5 議事録の作成に係る職務を行った理事

専務理事	先灘 匡
------	------
- 6 出席した事務局職員

事務局次長	潮 道明
-------	------
- 7 議事録署名人

理事長(代表理事)	松岡 勉
副理事長(代表理事)	亀岡 吉郎
監 事	有馬 康恵 吉津 秀樹
- 8 開会 午後1時30分
- 9 議事の結果及び経過の概要

●報告事項

(1) 理事長等の職務執行状況について(令和7年5月16日以降)

○松岡議長(理事長) 次に、3 報告事項、(1) 理事長等の職務執行状況について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 理事長等の職務執行状況について、本年5月16日以降の理事長、副理事長及び専務理事の職務の執行状況を定款第24条第6項の規定により報告いたします。

まず、黒丸のものは、鳥取県シルバー人材センター連合会の定時総会、委員会等に関する職務執行状況です。

次に、毎月、原則、1日と15日に新規入会説明会に先灘が出席して入会の説明等を行っています。

次に、月ごとの職務執行状況を説明いたします。

まず、5月は、30日に定時総会及び理事会を開催しました。

次に、6月は、6日に鳥取県に令和6年度事業報告等を提出しました。これは、毎年、6月末が提出期限です。10日に当センターの安全管理委員会に先灘が出席し、熱中症対策と安全・適正就業の徹底等の周知確認をしました。24日に5月30日に開催された定時総会において役員が改選されたため、鳥取県に対しその変更の届出をしました。

次に、7月は、9日に第2回理事懇談会が開催しました。10日に県内4市シルバー人材センター事務局長会議が開催され先灘が出席しました。

次に、8月は、20日に職能班長会議を開催しました。

次に、9月は、10日に第3回理事懇談会、11日及び25日に配分金等検討委員会を開催し、令和8年度の配分金等見積基準単価の検討を行いました。30日に県内4市シルバー人材センター事務局長会議が開催され先灘が出席しました。

最後に、10月は、本日、8日に第3回理事会の開催ということになります。以上が職務執行状況の報告です。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑はございますか。

（質疑なし）

（2）新規入会正会員について（令和7年5月3日以降）

○松岡議長（理事長） 次に、（2）新規入会正会員についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 新規入会正会員については、定款第6条により、理事長の承認を受けた後に、理事長は次回の理事会に報告するという規定がありますので、今回報告します。

5月3日から9月30日までの入会についての報告です。この期間に入会された方の氏名等は一覧表のとおり合計24人です。うち男性が16人、女性が8人です。年齢別では、65歳から69歳までの方が一番多くて9人です。

また、令和7年度当初の519人から9月末で494人となり、25人の減となりました。うち入会が31人で、男性が21人、女性が10人です。退会が56人です。昨年と比較し女性の退会が15人多くなっています。なお、10月8日現在で498人です。

説明は以上です。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑はございますか。

（質疑なし）

(3) 令和7年度予算執行状況について(令和7年8月末現在)

○松岡議長（理事長） 次に、(3) 令和7年度予算執行状況について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 令和7年度予算執行状況について説明します。8月末現在のものになります。8月末時点で経常収益が約300万円減少しています。これは、受取配分金、受取材料費、受取事務費の減少が主な要因です。経常費用のその他費用が150万円になりますが、今年度はインボイス制度が導入されて初めて通年度分の消費税の支払いがありました。したがって昨年度よりも170万円消費税の負担が多くなっております。経常費用の差引を見ますと58万円のマイナスとなっておりますが、法定福利費などの関係がありますので費用的にはほとんどかわりはない。経常費用の増加は昨年度と比較しましてほとんどかわらないが経常収益が減っている状況で当期経常増減額はマイナスになっています。最終的には、今の見込みですと数十万円の赤字、マイナスになるのではないかと思います。説明は以上です。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑はございますか。

（質疑なし）

(4) 令和7年度受注実績について(令和7年8月末現在)

○松岡議長（理事長） 次に、(4) 令和7年度受注実績について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 令和7年度8月末現在受注実績について、受注件数の請負が昨年度と比較しまして308件減っています。この内訳の主なものは技能群の中でも植栽で139件減っています。それから襖・障子で62件減っています。技能群だけで204件減っています。また、一般作業群の除草があります。これが37件減っています。除草につきましても申し込みはありますがご期待にそえない状況にあります。3か月以上待っていただいている状態にあることからお断りになることもありますし、除草作業に携わる会員が増えないところがあります。サービス群の家事援助も27件減少しています。そのような形で全体的に受注件数が減っています。それに伴い契約金額が減っている。ただし、派遣については、若干増えています。約5%増加しています。請負は減っていますが派遣の契約金額は増えています。全体としましては、前年度同月差違がマイナス1,148,642円になっています。説明は以上です

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑はございますか。

（質疑なし）

(5) 令和7年度事故の発生状況について

○松岡議長（理事長） 次に、(6) 事故の発生状況について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 昨年度は、傷害事故と賠償事故が多くなっていましたが、今年度は、傷害事故が2件、賠償事故が1件、センター車両事故が1件発生していますが比較的少なくなっています。傷害事故は剪定と屋内軽作業で、剪定については、蜂に刺され腫れと痛みが出たため通院し、屋内軽作業については百貨店のバックヤード内で台車を利用し荷物を運搬していた際、台車の車輪がエレベーターと床の隙間に入り台車が横転し右足親指に当たり骨折した。賠償事故については、草刈り機のチップソーのチップが外れて飛び駐車してあった自動車の後部ガラスを破損させた。センター車両事故は、家具を運んでいた際にシャッターに衝突しシャッターを変形させた事故が発生しております。説明は以上です。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑はございますか。

（質疑なし）

●決議事項

第1号議案 シルバー事業の新たな契約方法への移行期日について

○松岡議長（理事長） 次に、4 決議事項、第1号議案 シルバー事業の新たな契約方法への移行期日についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 第1号議案 シルバー事業の新たな契約方法への移行期日については、シルバー事業の新しい契約方法への移行期日について決定するため、理事会の決議を求めるものです。

フリーランス法が令和6年11月1日に施行され、シルバー人材センターの会員もフリーランス法の適用を受けることになりました。

また、フリーランス法による保護を受け、安心・安全に就業等ができる環境を整備する必要があり、厚生労働省から同法の趣旨に沿いシルバー事業の契約方法を発注者と会員との直接契約に見直すよう方針が示されました。その移行期日を令和8年4月1日にしようという提案です。

理由としましては、発注者から会員に対して直接業務委託が行われる契約方法に変更することに伴い、発注者と会員への説明、契約関係書類の整備、契約手続の変更に伴う業務処理方法の整理、シルバー業務や会計計上方法、予算の組み方が変更になり、多くの運用やシステムへの影響があることから、移行期日を年度当初に設定し円滑な移行に取り組むものであります。

新契約方法への対応については、別添のチラシのとおりとなります。

今後の対応としては、関係する規約等の制定又は一部改正しホームページ等で公開し、発注者、会員等に周知する。発注者と利用契約書等の対応やシルバー業務・経

理等システム切替対応し、運用します。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

（当該議案に対する質疑はなし）

○松岡議長（理事長） それでは、本件を採決いたします。

本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

○松岡議長（理事長） 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

第2号議案 利用規約の制定について

○松岡議長（理事長） 次に、第2号議案 利用規約の制定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 次のとおり利用規約を制定するため、理事会の決議を求めるものです。

この規約は、シルバー事業の契約方法の見直しに当たり、発注者、センター及び会員の三者間による包括契約となる仕組みとし、当センターと発注者との間において、発注者がセンターを通じて会員に業務委託をするときのセンター及び発注者が行う役割について定めるもので、包括的な契約を結ぶということになります。

規約の概要ですが、(1) 利用契約の締結ということで、センターは、発注者がセンターを通じて会員に業務委託をするときは、発注者とセンター利用契約を締結することにより、業務の内容や報酬の額等について合意したこととなります。

次に、(2) 就業条件については、発注者がセンターを通じて会員に委託する業務に係る就業条件は、利用契約の一部をなす約款となる会員業務就業規約及び会員業務仕様書に定めることとなります。

次に、(4) センターの責務ですが、① センターは、会員が業務を円滑かつ適切に実施できるよう、発注者及び会員との連絡調整を行い、請負ですので、指揮命令に当たらない範囲で行わなければならない。② センターは、第三者に対して負う損害賠償責任を担保する保険の提供を行う責務があり、これまでどおり保険の関係もセンターが行っていくということになります。

次に、(5) 会員業務及びセンター業務の対価ということで、① 発注者は会員に対して、現行の配分金等に相当する会員業務委託料を支払うことになり、会員は、会員業務委託料の発注者への請求及びその受領をセンターに委託することになります。発注者から会員にお金が直接行くのではなく、これまでどおりセンターを通して行うことになります。② 発注者はセンターに対して、現行の事務費・材料費に相当するセンター業務委託料を支払うということになります。

次に、(8) 損害賠償については、センター及び発注者は、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うこととなります。

次に、(9) 利用規約及び就業規約の公開については、センターのホームページに掲載し公開することとします。

最後に、3 施行は、令和8年4月1日としております。説明は以上です。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

（当該議案に対する質疑はなし）

○松岡議長（理事長） それでは、本件を採決いたします。

本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

○松岡議長（理事長） 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

第3号議案 会員業務就業規約の制定について

○松岡議長（理事長） 次に、第3号議案 会員業務就業規約の制定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 第3号議案 会員業務就業規約の制定については、会員業務就業規約を制定するため、理事会の決議を求めるものです。

まず、1 制定の目的として、本規約はセンターの会員が発注者の委託を受けて業務を実施する場合の就業条件を定める「約款」となり、当該就業条件は、センターと発注者との間で別に定めるもののほか、本規約に定めるものとする。

次に、2 規約の概要ですが、(1) 業務の具体的内容及び会員業務委託料として、会員業務の具体的内容及びその対価として発注者が会員に支払う会員業務委託料（現行の配分金等に相当するもの）は、センターと発注者との間で別に定める利用契約書又は受任書、及び会員業務仕様書で定める。

次に、(2) 就業条件に係る会員の同意等として、① センターは、会員業務に着手する前に、利用契約書又は受任書、及び会員業務仕様書について、業務実施会員の同意を得る。② 前項の同意があったときは、発注者と会員との間で、発注者とセンターとの間で別途合意により定める会員業務仕様書に記載される内容及び就業規約に定める内容を契約の内容とする請負契約又は準委任契約が成立したものとすることになります。

次に、(3) 会員業務委託料の支払ですが、① 発注者は業務実施会員に対して会員業務委託料として発注者とセンターとの間で別途合意により定める額（利用契約書又は受任書、会員業務仕様書に記載される会員業務委託料）を支払うことにな

ります。② 業務実施会員は、発注者への会員業務委託料の請求及び受領をセンターに委託することになります。

次に、(4) センターによる会員業務委託料の立替払ですが、① センターは、業務実施会員が会員業務を行った月の翌月の原則25日に会員業務委託料を支払うための金融機関の入金基準日までに発注者から会員業務委託料の支払が行われなときは、センターは、民法第474条の規定による第三者の弁済として、会員に対して会員業務委託料に相当する額を立て替えて支払うことができるとしています。② センターは、前項の規定に基づき第三者弁済により会員に対して会員業務委託料を立て替えて支払ったときは、発注者に対して求償権(会員業務委託料の支払請求)を行使することになります。

次に、(5) 会員業務の実施以降については、事務的なこととなりますので、説明は割愛させていただきます。

最後に、3 施行は、令和8年4月1日ということになります。説明は以上です。

○松岡議長(理事長) 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

○増田理事 (6) 費用負担等のうち、業務を実施するために必要な機械、器具、原材料等を用意し使用した場合、センターはその費用を会員業務委託料(使用料、損耗料等に相当するもの)として発注者に請求する。となっていますが、ということは細かく計算されているんですね。それは相手には伝わらないですか。

○先灘事務局長 総額になります。今後検討していきたい。

○松岡議長(理事長) それでは、本件を採決いたします。

本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○松岡議長(理事長) 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

第4号議案 シルバー事業の新たな契約方法に移行することに伴う関係規程等の整備について

○松岡議長(理事長) 次に、第4号議案 シルバー事業の新たな契約方法に移行することに伴う関係規程等の整備についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 次のとおり、シルバー事業の新たな契約方法に移行することに伴い、関係する規程等を整備するため、理事会の決議を求めるものです。シルバー事業の新たな契約方法に移行することに伴い改正する規程等は、9件となります。文言の整理になりますので、詳細な説明は割愛させていただきます。いずれも令和8年4月1日の施行としています。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

（当該議案に対する質疑はなし）

○松岡議長（理事長） それでは、本件を採決いたします。

本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

○松岡議長（理事長） 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

第5号議案 ハラスメントの防止に関する規程の制定について

○松岡議長（理事長） 次に、第5号議案 ハラスメントの防止に関する規程の制定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 次のとおりハラスメントの防止に関する規程を制定するため、理事会の決議を求めるものです。

まず、1 制定の理由として、(2)男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法において、パワーハラスメントの雇用管理上の措置義務について、中小事業主においても令和4年4月1日から義務化されたこと。(3)フリーランス法第15条の規定に基づき、特定業務委託事業者(センター)が、育児・介護等に対する配慮及び業務委託に関し行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等に関して適切に対処するための指針を定め、令和6年11月1日から適用されたことにより制定するものです。

次に、2 制定の目的として、センターの職場及び就業場所におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント及び育児・介護休業等に関するハラスメント、その他のハラスメントの防止に関し必要な事項を定め、職場及び就業場所の健全な環境を確保することを目的としています。

次に、3 規程の概要として、(1) 対象者は、役員若しくは職員又は会員です。

次に、(2) 役職員等の責務として、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、労働及び就労意欲の低下や職場及び就業場所の環境を害することを自覚するとともに、役職員等が互いに人権を尊重し、対等のパートナーとしての意識のもとに業務を遂行するようにしなければならないとしています。

最後に、4 施行は、令和7年10月8日から施行し、ただし、第1条及び第2条第2号の会員業務に関する新契約関係の規定は、令和8年4月1日から施行することとしています。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

第5条について、基準監督署に相談した。事務局に窓口を設置することについて、監督署の方から事務局を窓口を設置することについては、指摘を受けました。職員が

対応するとしており、この問題が軽々しく扱われているような気がします。素人が扱える問題ではないと思います。監督署は社労士会等に依頼し推進をしてはどうかと言われた。公正・公平に解決するため、職員が対応するという記載しかありません。窓口は、理事会とし、理事会において、ハラスメント委員会を設置するという話がありました。構成員は、理事あるいは一般会員、そして、外部の専門家を置くことがベストだというアドバイスでした。ハラスメント委員会で行うのがいいと思います。

○先灘事務局長 相談できる場所を第三者機関にということを経済基準監督署からは指摘を受けています。

○増田理事 民間ではトップが委員会を立ち上げて行っているのですからどうするか。

○先灘事務局長 まず相談する窓口が必要ですので、それをトップにすることはあり得ません。相談しやすい環境を作ってはどうかということです。

○松岡議長（理事長） どこで協議するかということがうたっていない。

○先灘事務局長 第7条に規定していますが、相談の窓口が事務局というところは、外部機関に設置するという改正が必要と思いますが、まずハラスメントの理念を決定していただきたいというのが趣旨になります。当面これでいかせていただきたい。

また、社労士に委託するということは無料ということにはならないので、来年度に向けて予算措置をした上で検討してまいりたい。

○松岡議長（理事長） 事務局が窓口になることについて、事務局（ただし当事者を除く）としてはどうか。

○先灘事務局長 色々まとまりませんので、これについては、保留させてください。修正案がない限り、できかねます。理事会を開催している状況ですので、事前に改正案を出してください。この場で言われても審査できません。理事長という方でしたら、事前に事務局に対して文書で案を提示して審査に値するようなことをしてください。混乱するばかりです。

○伊藤理事 この規程は、ハラスメントを防止するというものでしょう。先ほど来、発生した場合のことばかり出ている。だから、もっとここに書いてあることを指摘することがわからない。

○神庭理事 この規程に入っていないので、個々で話し合ったらどうですか。理事長の言っていることは、今日しなければならないんですか。

○伊藤理事 私もそう思います。

○松岡議長（理事長） また、委員会規程を作って上程します。

○先灘事務局長 今回は採決しないということですね。以上です。

※第5号議案については、審議未了となり保留することとなった。

第6号議案 表彰規程の一部改正について

○松岡議長（理事長） 次に、第6号議案 表彰規程の一部改正についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 表彰規程を一部改正するため、理事会の決議を求めるものです。

まず、1 センターの会員として、10年以上又は20年以上在籍し、基準日以前3年間に於いて就業実績があった者に対し会員表彰をしていたが、基準日以前3年間の就業実績はないが、ボランティア活動の参加やセンターの行事に参加されるなど、当センターの発展に寄与し、功労がある方もあるので、この表彰の「基準日以前3年間に於いて就業実績があった」を削除し、「センター事業の活動に貢献した」とするものです。最後に、この規程は、令和8年4月1日から施行するものです。

参考までに、令和8年度の会員表彰見込み数について、現行の就業実績がある場合と改正後の見込み数を掲載しています。20年で3人から8人に、10年で15人から24人になる見込みです。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

（当該議案に対する質疑はなし）

○松岡議長（理事長） それでは、本件を採決いたします。

本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

○松岡議長（理事長） 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

第7号議案 慶弔規程の一部改正について

○松岡議長（理事長） 次に、第7号議案 慶弔規程の一部改正についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 第7号議案については、前号の議案と趣旨は同じです。慶弔規程を一部改正するため、理事会の決議を求めるものです。

まず、1 センターの会員の死亡による弔意の範囲については、就業の状況に関係なく全ての会員を範囲として弔意を表すものであり、「死亡のときから過去1年間、就業のない者は除く。」を削除することとするものです。この規程は、令和8年4月1日から施行しようとするものです。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

（当該議案に対する質疑はなし）

○松岡議長（理事長） それでは、本件を採決いたします。

本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○松岡議長（理事長） 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

第8号議案 配分金等見積基準単価の改定について

○松岡議長（理事長） 次に、第8号議案 配分金等見積基準単価の改定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 第8号議案 配分金等見積基準単価の改定については、配分金等見積基準単価を改定するため、理事会の決議を求めるものです。

なお、当該議案の内容については、いずれもセンター配分金等検討委員会の検討結果に基づき提案するものです。

まず、1 配分金等検討委員会の検討結果ですが、委員会は9月11日(木)及び9月25日(木)に開催し、御覧の委員の皆様にご審議いただきました。

次に、議事の概要ですが、① 配分金等見積基準単価時間額の最低額については、現行の960円から1,030円に改定することが確認されました。② 職種別配分金等見積基準単価については、①の最低額の改定に伴い連動する配分金等見積基準単価、社会情勢、経済情勢を勘案し、使用料、借上げ料、損耗料について改定することが確認されました。③ 施行は令和8年4月1日とすることが確認されました。施行期日については、職能班長会議において、速やかに施行すべきではないかという意見がありましたが、年間契約等している場合があります基準単価が二重になるということと、発注者との契約について理解していただくため時間が必要であるということから令和8年4月1日と確認されました。

次に、改正案ですが、2 配分金等見積基準単価時間額の最低額の改定については、先ほどの検討委員会と同様、現行の960円から1,030円に改定するというものです。シルバー人材センターの適正就業ガイドライン及び最低賃金時間額の上昇幅が他の指数等より増加しており、特に個人・家庭の発注者側の事情考慮し配分金等見積基準単価を検討しました。

次に、3 職種別配分金等見積基準単価の改定について、① ちょっこしおたすけサービス、② サービス(清掃作業)、③ 墓地清掃、④ 除草作業、⑤ 植栽作業及び⑥ 植栽作業機械使用料及び借上げ損耗料、について改正するものです。

最後に、4 施行は、令和8年4月1日とするものです。説明は以上です。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

○増田理事 ⑥ 植栽作業機械使用料及び借上げ損耗料については、公表しているものか。

○松岡議長（理事長） これまでの流れから、公表できないと思います。
他に質疑等ありませんか。

（質疑なし）

○松岡議長（理事長） それでは、本件を採決いたします。
本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

○松岡議長（理事長） 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

第9号議案 財政運営資金積立資産の取崩しについて

○松岡議長（理事長） 最後に、第9号議案 財政運営資金積立資産の取崩しについてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 第9号議案 財政運営資金積立資産の取崩しについては、財政運営資金積立資産の取崩しをするため、理事会の決議を求めるものです。

「特定資産・財政運営資金積立金」については、令和7年度当初600万円ありましたが、運転資金（配分金、給与等の支払い）が不足するおそれがあったので、7月15日に400万円の定期預金を解約して普通預金に預け入れ、運転資金に充当しました。

令和7年度の当期経常増減額は経常費用が経常収益を上回る（赤字）見込みであるので、その資金繰りに余裕を持たせるため、400万円全額を定期預金に戻さず普通預金で運用しようとするものです。

財政運営資金積立資産の取崩し額は、400万円とし、令和7年度期末残高見込み額は200万円とさせていただきたいと提案です。説明は以上です。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

それでは、本件を採決いたします。

本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

○松岡議長（理事長） 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

●その他

○松岡議長（理事長） 最後に、5 その他について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)に基づき、松岡理事長の「忠実義務」違反及び理事の解任理由に該当する案件がありましたので、理事会に報告し、理事会として法人法第90条第2項第2号の規定による「理事の職務の監督」をいたします。

これ以降の進行は、松岡理事長が法人法に基づく利益相反となり、特別利害関係人となることも想定されますので、もう一人の代表理事の亀岡副理事長にお願いします。

○亀岡議長(副理事長) では、説明をお願いします。

○先灘事務局長 それでは説明させていただきます。

1 忠実義務(法令、定款、総会決議の遵守義務)違反及び理事解任理由に該当する案件がありました。

その内容は、まず、松岡理事長の事務局長に対する退職強要等です。

① 松岡理事長は、事務局長に対し、理由を明かさず背任罪に当たる行為があったので、辞表を提出するよう退職を強要した。

② 当該退職強要については、「辞表の提出を強要されたが、何ら背任罪に該当する事実はないので、拒否する。」旨、松岡理事長に文書で回答した。ボイスレコーダーで録音し、記録を残している。

③ 事務局長は、松岡理事長から人格否定及び侮辱も受け、多大な精神的苦痛を受けた。さらに、当シルバー人材センター外に事務局長には当センターを辞めてもらう旨流布して回り名誉の毀損を受けた。

退職強要とは、法人が労働者の意思に反して、自主的な退職を強制する行為を指します。現在、労働者の地位が法的に保護されており、法人として労働者を法人の都合で解雇できないため、自主退職の形式で無理やり退職させようとする行為です。

威圧的な態度や脅迫的な発言、人格否定や侮辱、高圧的な言動が見られ、退職届の提出を要求するような行為です。

また、退職強要が違法である場合、不法行為(民法709条)の責任が生じ、慰謝料をはじめとした損害賠償の対象となります。

次に、松岡理事長の無期雇用職員に対する退職強要です。

松岡理事長は、無期雇用職員に対し、事前に何ら予告もなく突然に、職員採用時の履歴書の履歴に偽りがあるとして、詐欺罪に仕立て上げ、脅迫し退職を強要した。辞表を提出しない場合は、この事実が新聞等に掲載されると家族にも迷惑がかかるが、いいかと更に脅迫した。これは潮次長と一緒に確認して、これも録音しています。

当該職員は、このような脅迫により恐れおののき辞職も検討し、一度は提出しましたが撤回しました。現在この職員は、多大な精神的な苦痛を受け療養休暇中である。

個人情報が入った履歴書等の文書は、漏洩のおそれがあるため、持ち出し禁止となっており、センター事務局内で当該個人情報の利用目的のためのみに使用が可能であるが、勝手にコピーし事務局外に持ち出し、第三者に開示した。

履歴書は個人情報に当たり、職員採用における選考時の資料や応募者への連絡等に利用することは明らかであり、その利用目的のためにしか利用できないが、松岡理事長は、当該履歴書に記載されていた職歴の確認の調査を他機関にしています。

このように、松岡理事長の法人法第83条に規定されている「忠実義務」の違反行為、法人法第70条の規定による役員の解任理由となる「職務執行上の法令・定款違反行為」及び「職務への著しい不適任」等があった。これは公益法人として許容できるものではない。

シルバー事業及び事務局体制の将来に対する何ら展望もなく退職を強要した行為により、理事長の脅迫と何をされるか分からないという不信感、不安・恐怖感によりとても一緒に仕事をする事ができない。また、体の不調を訴え辞めたいという職員が増え、正常な事務遂行ができなくなり、事務局職員の健全な職場環境が確保できない状況になった。さらに、当シルバー人材センターが機能不全に陥るおそれがある。

よって、以下の3点について、松岡理事長に求める。

- ① 松岡理事長は、公益法人の理事としての資質に欠けていることはむろんのこと、更にそれ以上の能力が求められる公益法人の理事長としての資質に全く欠けていると言わざるを得ないので、その進退の決断を求める。
- ② 定款第10条の会員の除名の規定に相当する松岡理事長の当該行為は、当シルバー人材センターの会員としてふさわしくない行為なので、当センターを退会することを求める。
- ③ 個人情報保護法等に規定により、当該履歴書の返還を求める。

以上、今回の事案は、健全な職場環境の確保と当センターが機能不全に陥ることがないようにし、シルバー事業の新契約方式の導入に向け、ガバナンスとコンプライアンス体制を再構築するという観点から、緊急を要する案件です。理事長の速やかな決断と理事会の速やかな判断を求めるものです。

○松岡理事長 一方的なもので事実のものもあります。謝罪したものもあります。結局、両方の話を信用してもらうものもあると思っています。

○先灘事務局長 これはパワハラの問題ではありません。2番目の無期雇用職員の脅迫については、警察に刑事告発をいたしました。この言った時の録音がなかったために受けていただけませんでした。実質、録音があれば脅迫罪で刑事処分を受けるとい案件です。先ほど事実もあるけれども言われましたが、これは全て事実です。想像の部分一切ありません。というところですので、そういうような脅迫をしても、そういうことが判断できないということは、非常に残念です。法令以前のモラルの問題です。脅迫をして意思に反して思うようにするということの善悪がわからないからこういうことを言われる。職員がどれほど苦痛で仕事に集中できないかわかっていただきたい。これをそういうふうに思っていらっしゃらないところは本当に理事長としての資質があるんでしょうか。

○増田理事 1点だけ気になったところを質問します。履歴書が違うということがあ

ったが、正確に書いてあったということか。

○先灘事務局長 履歴書については、書いてあったもののうち一部誤りがありましたが、それ以外で就業していたというところがありました。この履歴書を参考にするのは、採用したときに職務経歴加算年数によって給料の等級が変わってきます。その等級に誤りがあるのではないかというところがありましたが、実際は、職歴に係る団体の期間は短かったが、その前後の職歴の期間をまとめて書いたということでした。経歴の期間については、4か月ほど少なくなりましたが、職務加算の給料については、変わりありませんでした。そういうところまで松岡理事長は調べておられました。これは誰から聞いたかは敢えて追及はいたしません、そこまで調べて脅迫をされました。これは非常に悪質で卑劣です。いきなりレッドカードを任命権者である理事長が職員に対して行いますか。これはどうなのかまず聞いてから段階を踏んで行うようなことです。いきなりレッドカードを出してどうなるんですか。事務局はどうなるんですか。潰れちゃいますよ。（「その通りだ」という声あり）こんなことをしてもらっては困るんです。（「ホント」という声あり）うそがあるといいましたが、うそはありません。全て本人から確認しました。

その発言を覆すならそれでもいいです。しかしながら、そのようなことをやったにもかかわらず、反省の色が全くないというところが非常に残念です。皆さんどう思われますか。ほんの2、3日前には、職員に対し、なんでこうなるんだと詰問をしてなぜ電話をしてこないんだと言われるから、私は松岡理事長に対して、二人の職員を脅迫して退職強要をする人は怖くてあなたに電話ができませんと申し上げました。このようにことで適切な事務局運営ができますか。こんな状況です。表面上は何もなかったかのようにしてますが、残された職員は本当にどうしたらいいんでしょうか。どんどん職員が少なくなっていくんでしょうか。こんなことを理事として、理事会として放置していいんでしょうか。

○松岡理事長 私が電話で言っていたことを聞いておらずに、一方的に言ってはいけません。

○先灘事務局長 それは末節の問題です。

○松岡理事長 この問題には、根があります。

○先灘事務局長 根があっても事実が事実です。脅迫をしたことを覆すことはできません。松岡理事長は、私に対して、職員に対してハラスメントをしたということを根幹に言っておられますが、その職員とは、きちんと話をしております。ハラスメントの関係があるからこういうことに至ったという理屈にはなりません。問題のすり替えです。

○松岡理事長 こちらも問題のすり替えです。

○先灘事務局長 私が申しあげていることがわかりませんね。あなたは私を脅迫したんですよ。違いますか。

○松岡理事長 脅迫はしておりません。

○先灘事務局長 脅迫ですよ。背任罪に該当するからお前は辞めろと言われてい

るんですよ。

○松岡理事長 辞めろとは言っていない。

○先灘事務局長 辞表を出せと言われました。そのことを糊塗しますか。

○伊藤理事 この問題は、本人がおって二人でやり取りしていても今の段階では、我々は今初めて聞く話なんです。どうこう言われたいじゃないですか。理事長がおらんとところで話をする方がいいじゃないですか。本人はやりたいたいでしょう。自ら引き上げますというふうにしても。皆さんはどう思われますか。

○吉津監事 本人がやりたいたいといっても、資格がないという判断したらそれはまた違うと思います。

○伊藤理事 だからそれを皆さんに聞くのか。

○神庭理事 聞く方がいいじゃないですか。

○吉津監事 第三者的にこれが事実だとすれば、理事長としての資格がない。ハラスメント以前の問題だ。

○神庭理事 ハラスメントの問題じゃない。

○先灘事務局長 8月25日に背任罪に該当するから9月1日までに辞表を提出しろと言われました。その旨を文章で差し上げました。全くこの方はそういう意識がないというのは本当に残念です。事務局長を辞めさせると言っておきながら、そんなことを言っていないというのは、本当に残念です。これしか言えません。

○神庭理事 ありえんは。

○吉津監事 事務局長を1週間で辞めろというのは、ありえない。

○伊藤理事 これはいつ頃の話ですか。

○神庭理事 8月です。お兄さんの所まで行かれたというのはショックでした。

○先灘事務局長 本当に名誉棄損です。兄から電話があったときは、耳を疑いました。私が言っているのは全て事実ですよ。先ほど理事長は事実もあると言われましたが、私に対することが違うところもあると言われました。こんな方が理事長でいいですか。

○亀岡議長(副理事長) 理事長は局長が出した文章はお持ちではないですか。

○神庭理事 松岡さんは辞めないんですか。

○松岡理事長 話が一方的ですから。

○神庭理事 でも辞めないんですね。でも辞めてほしいですよ。

○吉津監事 まあ辞めざるを得ないでしょうな。

○神庭理事 今の話を聞いていたら、びっくりだし。

○亀岡議長(副理事長) 私が一番危惧するところは、事務局職員が、業務を遂行することが一番大事なことで、この仕事をどうやって回していくかということです。

○神庭理事 今理事長がどう考えておられるかです。みんながついていくのか。理事長どうですか。自分はしたくても皆さんがついていかないとしたらどうしますか。

○松岡理事長 ついていってもらえないなら辞めないでしょうがないですね。だから

そこに至るまでに、こういうところで話をすべきじゃないと思うから、私はもっと小人数のところでお互いに話す。今一方的に話をしている。

○神庭理事 私でも急にこうだから辞めてくれと言われたら、いくらでも抗議します。何があったからここまでになったのか。(「そうだ」という声あり)

○吉津監事 今一番大事なのは、副理事長が言われたけれども、我々だけでなく、会員が500名おりますから、これをまず守らなければならない。

○松岡理事長 守らなければならないものを保護するために起こした行動です。

○潮事務局次長 事務局長が辞表提出を拒否されるときに私も立ち会いました。録音もしております。無期雇用職員に対する脅迫行為、お前がやったことは詐欺罪だ。これが新聞に出てもいいのか。家族に迷惑がかかると。これは間違いなく脅迫罪です。警察も認めております。ただ、実際にその時の録音がないので、刑事告訴はちょっと難しい。あとは民事で争ってくださいということで、弁護士にも相談に行っております。これは間違いなく脅迫罪に当たりますという話でした。そのことは一切認められないんですか。

○松岡理事長 本人には謝りました。

○潮事務局次長 謝ってすむことはありません。

○松岡理事長 それは分かっております。

○潮事務局次長 であればご自分で判断していただけるものだと思ってここ1か月以上待ってまいりましたが、もう待てません。

○松岡理事長 私も守らないけん人がいるからね。

○潮事務局次長 わかります。被害にあわれた方にも守らなければいけない人はおられます。同じことです。(「誰を守らないけんだ。」という声あり)その方には関係ありませんよ。ここでやっているのは、理事長あなたが、辞められるのか、辞められないのか。そのことの判断を求めているだけです。

○松岡理事長 辞める時が来たら辞めます。

○潮事務局次長 その時はいつなんです。今現在すぐ辞めてほしいんですよ。

○松岡理事長 そうはいきません。

○先灘事務局長 とても一緒に仕事をするのができないと申し上げております。これ以上おられますと、職員が怖がって仕事できません。シルバー事業にも影響します。組織自体も壊れます。それを申し上げているんです。そもそもモラルの問題です。善悪が分からなくなっています。こういう方が理事長でよろしいですか。

○潮事務局次長 無期雇用職員がおられなくなってほかの職員に多大な業務の負担がかかっていることをご存じですか。そのことを考えずになりふり構わず段取りも踏まずに辞めなさい。辞めなければ新聞に出るぞ。どういうことです。(「新聞に出るといのはどういうことだ」という声あり)それは怖がりますよ。謝ってすむことはありません。犯罪です。どうなさいます。この場で決めていただきたい。

○吉津監事 職員にここまで言われたら判断せないけんじゃないですか。

○矢野理事 事務局が要であってそこが衰退することは避けなければいけない。それから、もし会員とか業者に迷惑がかかることになってくると思います。ただ、理事長が言われる一方的だという部分があるのならそこを伺っていかないといけない部分もあると思う。それがどうも待っておられない状況と理解したんですが。判断が難しいということであれば、一旦、副理事長に預けて、理事長が当分出ないようにしてそれから進めること考えられるのかと思ったんですが。

○亀岡議長(副理事長) 代行できない。

○増田理事 副理事長には職務権限があるのではないか。

○先灘事務局長 理事長が欠けた場合に代行するというのがあります。理事長というのは、法人法で代表理事、定款でも理事長で対外的なことは、全て理事長名で行います。理事長以外はありません。職務代行というのはありません。理事長がいなくなったらすぐに理事長の選定を行う必要があります。

○増田理事 では、副理事長は何もないということですか。

○先灘事務局長 病気等で職務を執行ができなくなった場合ということがあります。欠けた場合は当然ですが、いる場合は当然残ります。対外的にも残ります。

○伊藤理事 けども、事務局が何もできないようになった場合には、どうしますか。理事長は事務的なことをしないといけないでしょう。

○松岡理事長 ほとんどありません。

○伊藤理事 米子広域シルバー人材センターということでいくわけでしょう。

○神庭理事 次の理事長を選ぶということがあるんですよ。

○伊藤理事 それは分かっている。代理ができないということでしょう。

○増田理事 副理事長ではだめということなので。

○神庭理事 だから理事長を決めるということです。

○伊藤理事 今ここで皆さんの合意が得られれば、決めるということにしないといけない。または少し時間をかけてからやるのか。

○神庭理事 時間をかけたら回らなくなる。

○伊藤理事 だったらここで決めないけんでしょう。どうするの。

○吉津監事 だからここで決めないといけないと言っている。

○神庭理事 理事長を決めないといけませんね。

○亀岡議長(副理事長) 理事長が退任しないと決められない。

○神庭理事 だからみんなが辞めてほしいというみんなの意見があるから。

○先灘事務局長 方向性として、理事長の解職の議案の提出も準備しております。ここまではしたくありませんでしたけれども、守るものがあるからということで辞任をされないということですが、事務局の一部の職員を守るという意味でしょうけれども、これは推測です。そのほかの職員は守る必要がないんでしょうか。私や潮次長やその他の職員は守る必要はないんでしょうか。精神的に多大な苦痛を受けて仕事ができない。体調を崩しています。こういう方とは仕事と一緒にできないんです。怖くて仕事

ができない状況を改善していただけますか皆さん、お願いします。議案を出していいですか。

○松岡理事長　であれば、守るということの事情を話すために、今週いっぱい待ってもらいたい。

○潮事務局次長　守るという問題ではございません。

○先灘事務局長　あなたご自身の行動について、問われているんです。

○松岡理事長　分かっております。

○潮事務局次長　その職員は私たちが守ります。あなたに守っていただく必要はございません。

○松岡理事長　守らないけません。

○先灘事務局長　そうじゃないでしょう。あなたと私の前ではガラッと変わるんです。

○松岡理事長　違います。あなたのような教育指導じゃ。私も言うべきことはあるんです。

○先灘事務局長　そのこととあなたが私を退職するように、辞表を提出するように脅迫したこととは全く因果関係がありません。

○松岡理事長　あります。

○潮事務局次長　無期雇用職員についてはどうなんですか。謝っただけですむことなんですか。脅迫されたんですよ。脅迫はしておりません。事実確認をさせていただいたボイスレコーダーを流しましょうか。

○先灘事務局長　否定するんですね。

○松岡理事長　それは一部分だけ取って録音したんでしょう。

○潮事務局次長　一部分だけではありません。無期雇用職員に対する質問について、口頭で何問か質問をさせていただきました。それもうそだと言われますか。

○松岡理事長　うそだとは言いません。

○潮事務局次長　うそだというふうには言わないということは、事実なんですね。脅迫されたんですよ。新聞に載ったら家族に迷惑がかかると言われたんですよ。

○先灘事務局長　もうだめです。この方は判断できません。議案を提出してもいいでしょうか。（「はい」という声あり）理事長の解職の議案を提出させていただきますので、審議をお願いいたします。よろしいですね。（「異議なし」という声あり）

（議案配付）

○有馬監事　議案ということは、総会でこういう議案が出されましたと示されるんですか。

○先灘事務局長　提案した議案については、全て要約して報告するようになりますので、総会にも報告する案件になります。

○塚田理事　理事からいろいろな意見がありましたが、もう議案にするということで

すね。

○先灘事務局長 議案を配付しましたが、もう一度言いますけれども、松岡理事長、決断されませんか。

(発言なし)

○先灘事務局長 こういうことはしたくないんですけども、私と潮次長が申しあげたことを一部うそがあるという時点で信頼関係は全くありません。こういう方と一緒に仕事ができるわけがない。この人をトップとして仕事できません。残念です。

議案第10号 理事長の解職について

○亀岡議長(副理事長) それでは、議案第10号、理事長の解職についてを議題といたします。

本件は、法人法第95条第2項規定により、松岡勉理事長は特別利害関係人となるため、審議に加わることができないことから、退場を求めます。

(松岡理事長退場)

本件は、センター定款第37条の規定により、決議については、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行うとなっています。

○亀岡議長(副理事長) 先灘事務局長から説明をお願いします。

○先灘事務局長 それでは、議題となりました第10号議案、理事長の解職について、公益社団法人米子広域シルバー人材センター定款第32条第5号の規定により、次のとおり理事長の解職について理事会の決議を求めるものであります。

解職する理事長、松岡勉、解職する理由、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条第2項第2号の規定による理事の職務執行の監督の結果、上記理事長は、次のとおり、法人法第83条の規定による理事の「忠実義務」違反に該当する事実等があり、職務執行が不適切であると判断したためです。(1) 上記理事長は、センター事務局職員2名に対し脅迫し、退職を強要した。(2) 上記理事長は、個人情報保護法及びセンター個人情報適正管理規程に規定する個人情報の利用目的外の利用等をした。(3) 理事長の上記の行為等により、事務局職員の健全な職場環境が確保できない状況となり、センター及び事務局が機能不全に陥るおそれがある。

以上ですので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○亀岡議長(副理事長) 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

○矢野理事 こんな形になり、もうちょっと松岡さんの言い分も聞く必要があるのかなと思いますが、されたことに対する判断ということで理解させていただきたいと思います。

○亀岡議長(副理事長) 他にございませんでしょうか。

○塚田理事 ここに至るまでの話を聞いて、もう少し時間をかけた方がいいと思っ

ていましたが、センターが機能していくということを考えます。

○増田理事 いきなりこの話を聞くもんだからちょっと戸惑っています。普通だったらもうちょっと懇談会の段階で出ていたと思います。懇談会では何も出なくて、いきなりポンと出てきたもんだから、「え」という感じを受けています。

○吉津監事 実際は、松岡理事長が自分で判断するのが一番いいですけどね。それができないということであれば、今のシルバー人材センターの組織を守る。会員を守るという意味では、こういう方法しかないと思います。局長と次長が声を大にして言っていますから、このまま一日でも放置しておくことはできない。今までも相当事務局も揺れていると思います。

○増田理事 その辺も事前に教えてもらえれば、いきなりこの場で出されたら、こちらは戸惑うわけです。理事懇談会もあるのだし、何でその時に教えてもらえなかったのか。もうちょっと柔らかくいつてもらえれば、いきなり出されてどうなっているのかということですよ。

○亀岡議長(副理事長) 今回の事案は、健全な職場環境を確保するという観点から、緊急を要する案件であります。理事会の速やかな判断をお願いいたします。

○矢野理事 この議案を取り下げて、再度何人かで確認されて、辞任されるという方法はないですか。

○潮事務局次長 今まで何も言わなかったのは、そういう考えがあるかと思って、辞任されるのが一番いいかと思って待っておりました。ただ、この理事会においてもそのようなご発言が一切ございません。逆に私はそんなに悪くない。ある人を守らなければいけない。というような発言がありましたので、辞任という意味はないと考えられます。ですからこれを議題に上げたと考えます。

○神庭理事 もう2か月くらい経ちますね。

○潮事務局次長 1か月半たってますね。

○塚田理事 決断され辞任されたらよかったけれども。

○潮事務局次長 と思って私どもも待っていましたが、それが見受けられますか。ないですよ。であれば、強引かもしれませんが、このような方法でやっていただかないと、理事会でしか判断ができないことですので。

○吉津監事 我々はセンターを守らないといけませんからね。

○神庭理事 理事長を守るわけではない。

○吉津監事 センターを守る。そして会員を守る。それが我々役員の使命だと思いますよ。

○増田理事 仮に、理事長を辞めさせた場合、副理事長がずっとやっていただけるんですね。

○先灘事務局長 もちろんそのあとに、理事長の選定をしていただきます。対外的なこともありますので、今日できるところまでやっていただきたい。

○吉津監事 そういうこともありますので、早く決を採って前に進めていかなければ

いけない。辞めないと次の理事長を決められない。

○亀岡議長(副理事長) 採決してよろしいでしょうか。それでは、本件を採決いたします。

ただいまの理事の出席者は11人ですので、その過半数の6人以上で決議となります。

それでは、本件について、原案のとおり、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

○亀岡議長(副理事長) 賛成全員で賛成者11人です。よって、本件については、賛成多数で原案のとおり可決いたします。

(松岡理事入場)

○亀岡議長(副理事長) 松岡理事に申し上げます。先ほど、理事長の解職の議案が可決されましたので、告知いたします。

ここで、松岡理事にお尋ねします。理事の職についての進退はどうされますか。

○松岡理事 加茂班から選出されていますので、相談してから決めます。

理事長の選定

○亀岡議長(副理事長) 先ほど理事長が解職されましたので、現在、理事長が欠けた状態ですので、これより理事長の選定を行います。

センター定款第22条第2項規定により、理事のうち理事長を1名、定款第23条第2項の規定により、「理事会の決議によって理事の中から選定する。」となっております。

次に、理事会の決議については、定款第37条の規定により「特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。」となっております。

それでは、理事長の選定についてを議題といたします。

先灘事務局長から発言をお願いします。

○先灘事務局長 今回は理事長が解職されました。緊急事態ですので、理事長には、もう一人の代表理事の亀岡副理事長を推薦させていただきたいと思いますが、役員の皆様いかがでしょうか。

(拍手あり)

○亀岡議長(副理事長) それでは、理事長候補者は一人ですので、これより採決いたします。

私、亀岡理事を理事長に選定することについて、御異議ございませんか。

(異議なし)

○亀岡議長(副理事長) 御異議ございませんので、私、亀岡理事を理事長に選定することについて、可決します。

(拍手あり)

○亀岡議長(理事長) 健全な職場環境の確保と、シルバー事業の新契約方式の導

入に向け、ガバナンスとコンプライアンス体制を構築してまいりますので、よろしくお願いいたします。

副理事長の選定

○亀岡議長(理事長) 次に、欠員となりました副理事長の選定を行います。

センター定款第22条第2項規定により、理事のうちから副理事長を1名、定款第23条第2項の規定により、「理事会の決議によって理事の中から選定する。」となっております。

次に、理事会の決議については、定款第37条の規定により「理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。」となっております。

それでは、副理事長の選定についてを議題といたします。

副理事長は、代表理事となります。副理事長の選定について、どなたか自薦又は他薦はございませんか。

○神庭理事 増田さんいかがですか。

○増田理事 私は会社がありますので。

○先灘事務局長 定款には1名となっておりますけれども、少し時間をいただきたい。緊急の案件ですので、理事長だけは対外的なことがありますので決めていただく必要がありますが、副理事長については少し時間をいただいて、決定していただくということでいかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○亀岡議長(理事長) 今回は緊急事態ですので、副理事長については、当面、空席とさせていただきますと思いますが、役員の皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○亀岡議長(理事長) それでは、副理事長については、当面、空席ということに決定いたします。

○亀岡議長(理事長) 第4回理事会は、令和8年3月23日を予定していますので、よろしくお願いいたします。

以上で、令和7年度第3回理事会を閉会いたします。

10 閉会 午後4時15分

公益社団法人米子広域シルバー人材センター定款第39条第2項の規定により、
記名押印する。

令和7年10月17日

理 事 長(代表理事)

松 岡 勉

副理事長(代表理事)

亀 岡 吉 郎

監 事

有 馬 康 恵

監 事

吉 津 秀 樹